

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の手続きの流れ

---

～ 支援機関向け ～

神奈川県障害者雇用促進センター

2024年6月24日版

## 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の概要

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業は、神奈川県が令和6年度から実施する新規事業です。

この事業は、就労支援機関が実施するインターンシップ（実習）や障がい者求人の一環で行う体験実習と異なり、障がい者雇用に当たって、企業が障がい者を受け入れ、障がい者と共に働くことを企業に体験をしていただくものです。

参加の流れは、次の①から⑦です。是非参加のご検討をしてください。

①神奈川県障害者雇用促進センターが企業に説明訪問します。②本事業参加を希望された企業から登録申請していただきます。③企業名簿に登載されます。④就労支援機関が名簿を閲覧し、体験協力可能な障がい者を紹介します。⑤体験実習を行います。⑥実習終了後に体験実習推進員（以下「推進員」といいます。）が報告書を受け取ります。⑦企業と実習者に協力金等を振り込みます。

### 対象企業

本事業の趣旨に賛同し、障がい者の雇用を前提としない体験実習について受入可能な企業（事業所）であって、次のいずれにも該当する企業

#### ■ 常用雇用者が300人以下の企業

#### ■ 高年齢者雇用状況報告及び障害者雇用状況報告を横浜市・川崎市を除く神奈川県内の所在地で行っている企業

#### ■ 以下に該当しない企業

- ・ 国、地方公共団体（公営企業体を含む。）の施設、事業所（指定管理者が運営するものを含む。）
- ・ 特例子会社
- ・ 就労継続支援A型事業所
- ・ 神奈川県警察本部へ照会した結果、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）が企業の代表者又は役員に確認された企業
- ・ 本事業において体験実習者に賃金若しくはそれに類する金品を支給したことが過去にある企業

### 参加対象の障がい者

- 県内の障害者就業・生活支援センター、地域就労援助（支援）センター及び就労移行支援事業所（以下「就労支援機関」という。）を利用している方で、以下に該当しない方
  - ・ 特別支援学校、インクルーシブ教育実践推進校など学校教育法に定める学校等の在校生
  - ・ 体験実習開始時点において在職中の者
  - ・ 参加申し込み時点において身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持していない者
  - ・ 神奈川障害者職業センター、職業訓練法人神奈川能力開発センター、国立県営神奈川障害者職業能力開発校等の訓練機関の支援計画に基づく訓練を実施中である者
  - ・ 本事業において、過去に同一企業（事業所）かつ同一職種の実験実習に参加したことがある者
  - ・ 同一の年度内にすでに本事業を利用したことがある者
  - ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」等に基づく障害福祉サービス事業所のうち、就労支援機関以外の事業所を利用する者（就労継続支援や自立訓練等）
  - ・ 就労支援機関を利用している場合に、当該就労支援機関を運営する同一の法人が運営する事業所において体験実習の参加を希望する者
  - ・ 参加を申し出た障がい者が、障がい者雇用に係る就労準備性が整っていないと現に利用する就労支援機関が判断した者
  - ・ その他、本事業の利用中に受入事業所に故意に損害を与えたり、体験実習終了後も含め、受入事業所の許諾なく内部情報を第三者に提供したりするなど迷惑な行為を行った者

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の概要

## 実習期間等

- ・ 体験実習の期間は登録事業所の営業日で土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日を除き、連続する2日から10日の間で設定した期間内に実施してください。  
(ただし12月29日から1月3日までを含んだ期間設定はできません。)
- ・ 1日当たりの実習時間は登録事業所の就業時間内において3時間から8時間(休憩については、各登録事業所の就業規則等による。)の範囲内としてください。  
※ 1月末までに実習が終了していることが必要です。(2月以降は実習受入できません。)

## 受入奨励金・参加謝礼金等

### ■ 企業に支払われる「受入奨励金」

1日あたり 5,000円 (同日に複数人受け入れた場合でもこの金額となります。) 上限10日

### ■ 障がい者に対する「参加謝礼金」

1日あたり 2,000円 上限10日

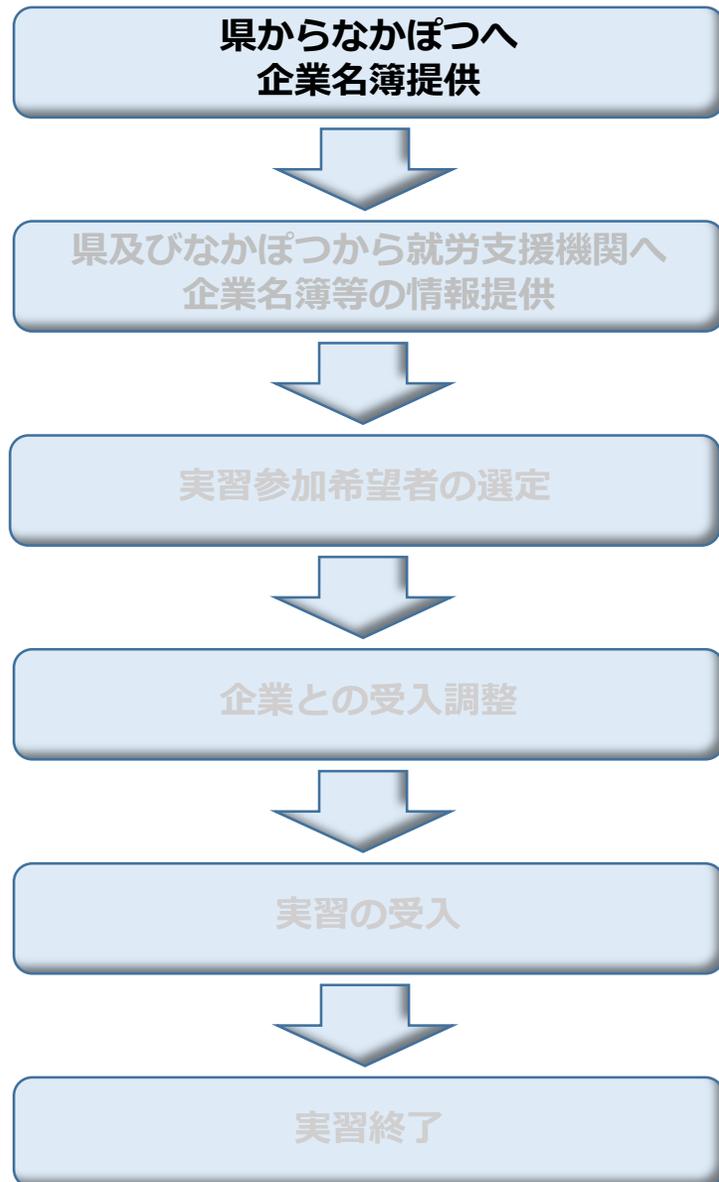
### ■ 傷害保険及び損害賠償責任保険 (神奈川県が直接契約・精算)

被保険者 実習中及び通勤中

参加者 傷害 不慮の事故等による怪我など

賠償責任 被保険者からみて第三者に損害を与えた場合 (故意を除く)

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の流れ



神奈川県障害者雇用促進センターから、障害者就業・生活支援センター（以下「なかぼつ」といいます。）あてにメールで次の情報をExcelファイルで提供します。

## 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業登録簿(令和○年度○月次登録)

記載内容	①企業（事業所）名	②代表者 職・氏名	③事業内容
	④部署・担当者氏名	⑤所在地	⑥電話番号（連絡先）
	⑥メールアドレス	⑦実施可能なメニュー	⑧受入可能期間
	⑨受入可能な実習時間	⑩実習先までのアクセス方法	
	⑪ジョブコーチの有無	⑫その他の受入条件	

なかぼつから、管内の対象となる就労支援機関に情報提供します。

Q 過去に登録していた企業を取り下げることあるのですか？

A 月単位で登録企業の名簿が提供されますので、ブック全体を差替えてください。

Q その他の受入条件にはどのようなことが記載されているのですか？

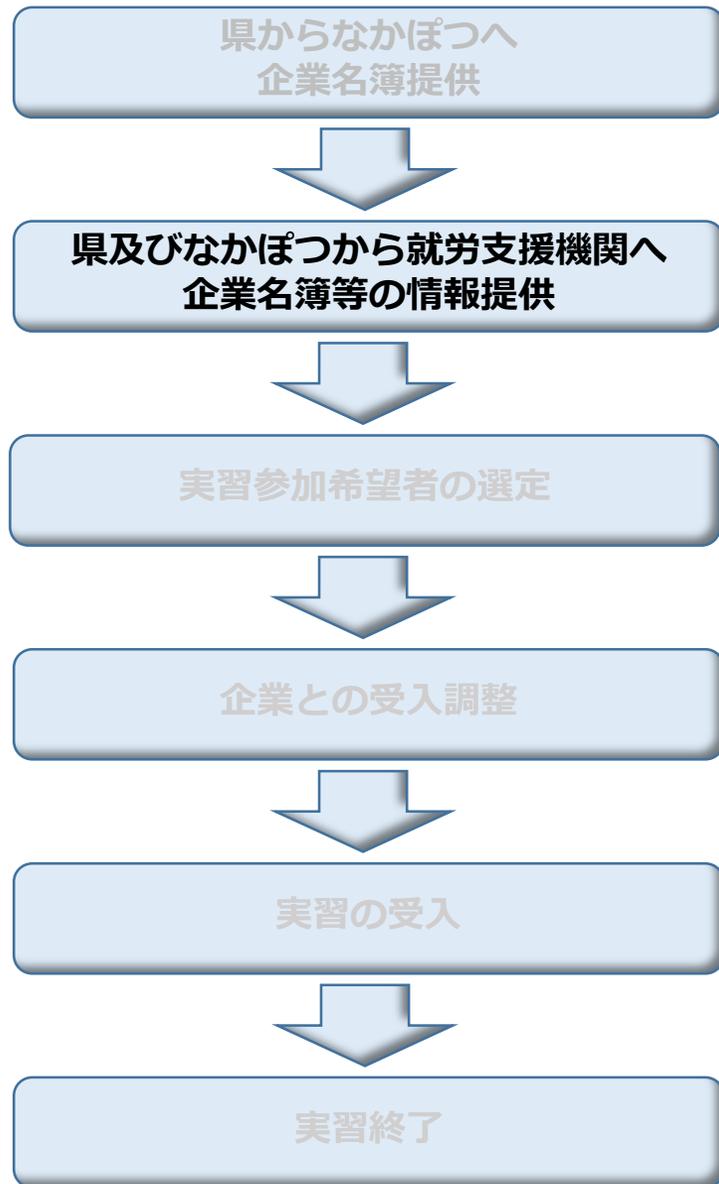
A 職場環境（屋内外業務の別、騒音、階段使用等）、障がい者雇用の経験や作業内容1回の受入可能人数等が記載されます。

空欄の時は、申込段階で企業に確認してください。

Q 企業が提供可能な配慮事項は、事前に分かるのですか？

A 個別の障がい特性に全て事前に情報提供することは難しいためできません。申込段階で企業に問い合わせをしてください。

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の流れ



体験実習支援事業の受入企業が登録状況は、定期的に神奈川県障害者雇用促進センターから、就労移行支援事業所あてに「障害福祉情報サービスかながわ」のメール配信システムを使用して情報提供（メール配信）します。

件名：【神奈川県からのお知らせ】障がい者雇用開拓・体験実習支援事業に係る受入企業の情報提供について

ここでは、企業名、業態、場所、実習内容、連絡先は含まれていません。

実習協力をいただける「就労準備性が整っている」障がい者がいる場合は、神奈川県障害者雇用促進センター 雇用促進課 045-633-6110内線2521、2522 又は 地域の障害者就業・生活支援センター あてにご連絡してください。以下の内容を一覧で情報提供いたします。なお、過去の情報も内容更新されることがありますので、ご注意ください。

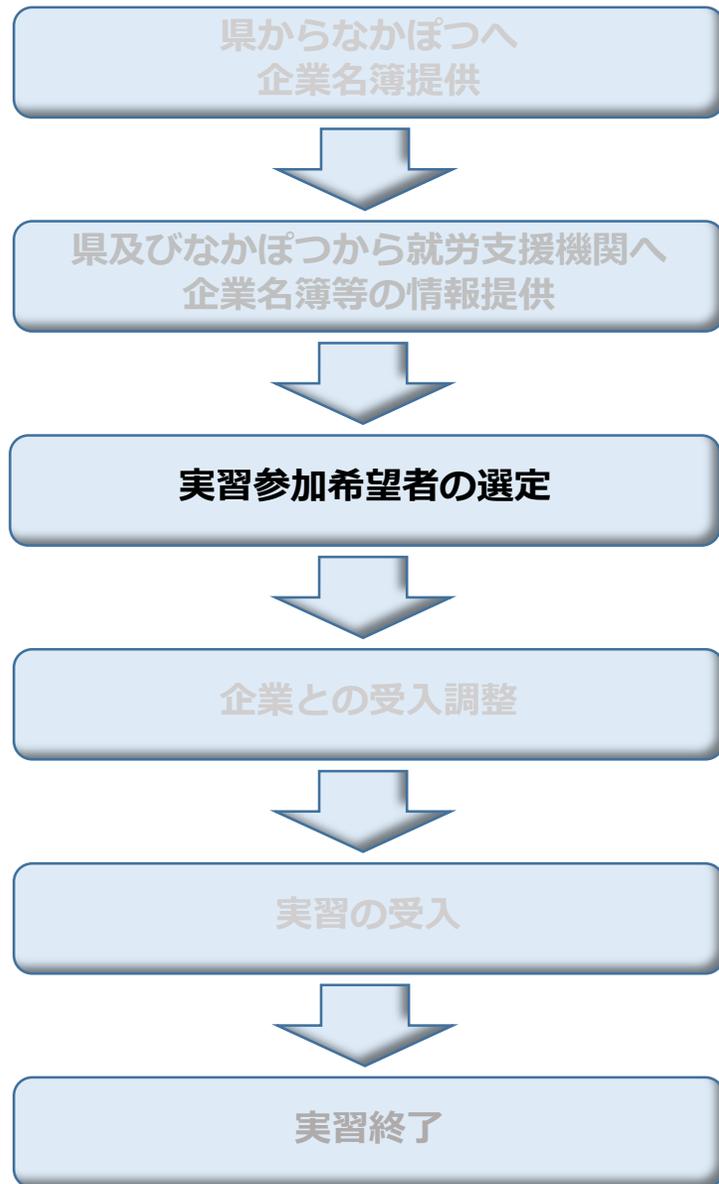
## 事前情報提供内容

番号 ①実習場所（市町村名） ②最寄り駅 最寄りバス停 徒歩 ③業種 ④就業環境  
⑤実習内容 ⑥コメント（実習環境等） ⑦担当推進員

Q 受入障がいの種別を指定されることはありますか？

A 障がい者雇用未経験の企業は、障がい種別毎の受入を希望することがあります。そのとき、1回目は知的障がい、2回目は身体、3回目は精神、4回目は発達といったニーズが出されることがあります。このような受入ニーズがある場合は、コメント欄に追記されます。

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の流れ



- 情報提供を受けた就労移行支援事業所は、その情報を基に候補となる利用者と情報共有し、利用者の意向が出た段階で、改めて神奈川県障害者雇用促進センターあてに事前情報提供内容の番号をご連絡ください。
- 企業に対しては後ほど次のプロフィールを情報提供していただきますので、準備を進めてください。書式は支援機関規定のもので差し支えありませんが、以下の内容が含まれているものを使用してください。

## プロフィール表の内容

- ①氏名
- ②年齢
- ③住所
- ④緊急連絡先
- ⑤障害の種別と程度
- ⑥障がい特性
- ⑦必要な配慮事項
- ⑧体調不良時の対応方法及び禁忌事項
- ⑨服薬・通院状況
- ⑩職務経歴
- ⑪規範遵守
- ⑫作業遂行能力
- ⑬体調管理
- ⑭コミュニケーション能力
- ⑮自己PR事項
- ⑯その他事項

Q 企業名は後から知らされるとのことですが、過去に就労した経験がある企業であったり、親族がその企業の職員であった場合、見合わせることはできますか？

A 問題ありません。企業との受入調整の段階で確定してください。

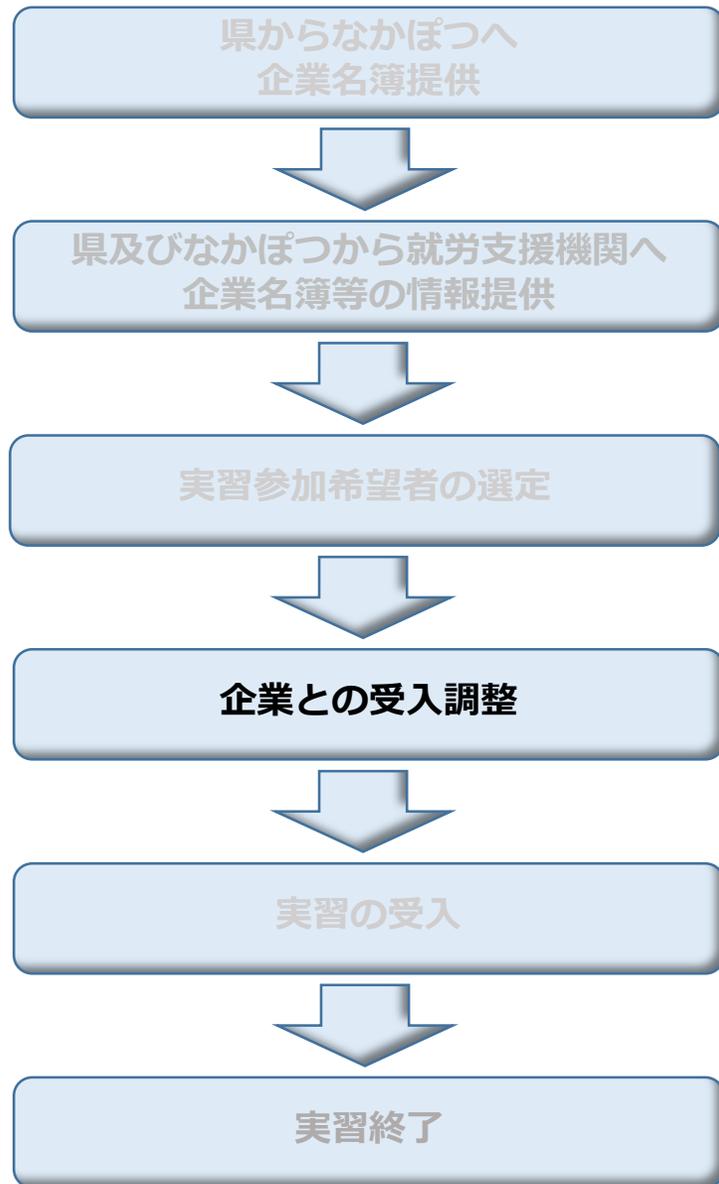
Q 事前に企業に渡したプロフィール票は返却されるのですか？

A 実習に至らなかった場合は、企業は直ちに返却または廃棄します。  
実習に至った場合は、実習終了後直ちに企業にある全ての個人情報破棄されます。  
後日感染症等の事故が発覚した等のときは、支援機関に連絡が入ることがありますので本人連絡等の御協力をお願いします。

Q 実習候補とする障がい者はどの程度のスキルが求められますか？

A 就労支援機関のアセスメント上、求職活動・就労可能レベルに達していることが前提です。  
なお、精神障がいの方の場合は、医師の許可を得ておくことが必要です。

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の流れ



企業の受入条件を参照し、実習候補となった障がい者のプロフィールを「本人同意のうえ」企業に提供します。

企業には、事前に支援機関職員が訪問し、面談式でプロフィール説明してください。受入日程と作業項目を確認し、当該障がい者に追加の配慮事項が無いかチェックしてください。

企業から実習受入回答があります。

このとき、本人が用意するもの（企業から用意されるもの）の確認のため、情報交換をしてください。（例：作業着のサイズ、安全靴のサイズ等）

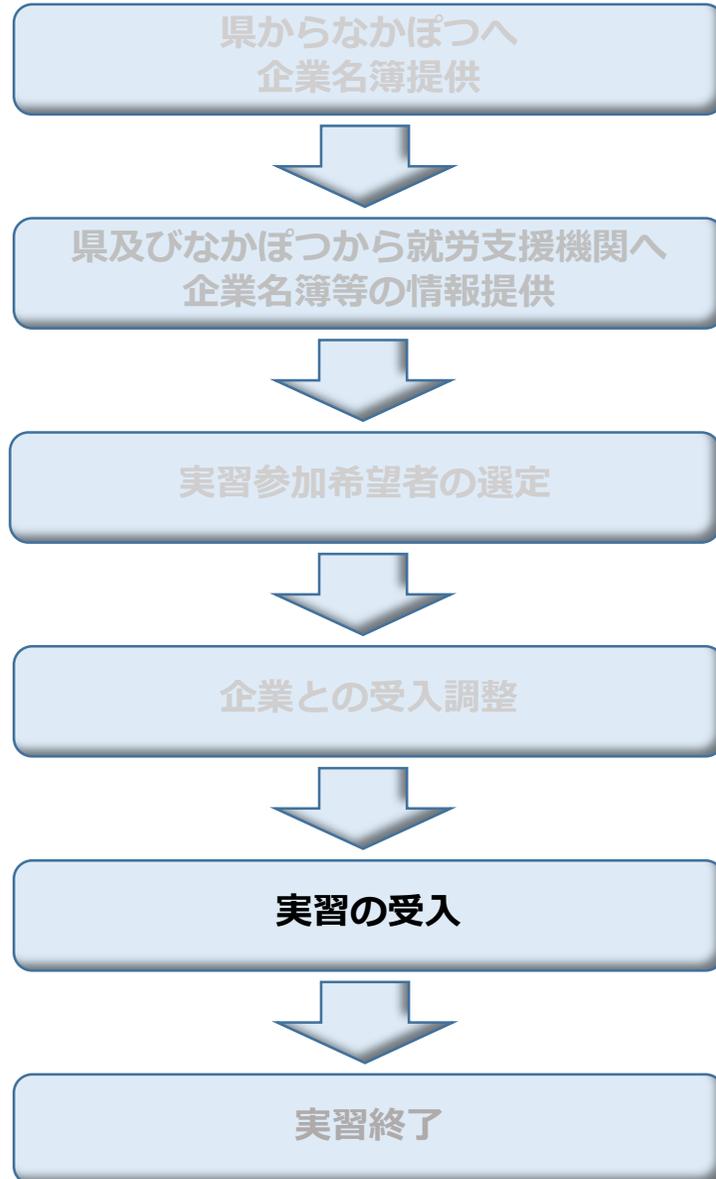
Q 実習受入が困難という回答もありますか？

A 障がい者のプロフィールによっては、受入体制が整わない理由などで受入困難という回答となることが考えられます。

Q 企業には、障がい者受入のスキルはあるのですか？

A 本事業は、障がい者雇用経験のない（少ない）企業が対象です。本事業を経験することで、企業の障がい者受入に前向きになっていただくことを事業目的としていることを御理解ください。企業に対しては、当センターから事前に障がい者雇用に関する冊子、パンフレット等の情報提供及び説明をしております。

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の流れ



本事業に参加する障がい者が利用する就労支援機関は、参加者及び体験期間等の決定後、実習開始日の2週間前までに次の資料を県推進員に手渡してください。

- ①「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業参加申込書兼アセスメント情報チェックシート」（第3号様式）
- ②「口座振込依頼書（参加者用）」（第4-1号様式）  
口座番号等が確認できる預金通帳の写し等

Q 支援機関が実習候補とする障がい者が「就労準備性が整っていない」と実習は受けられないのですか？

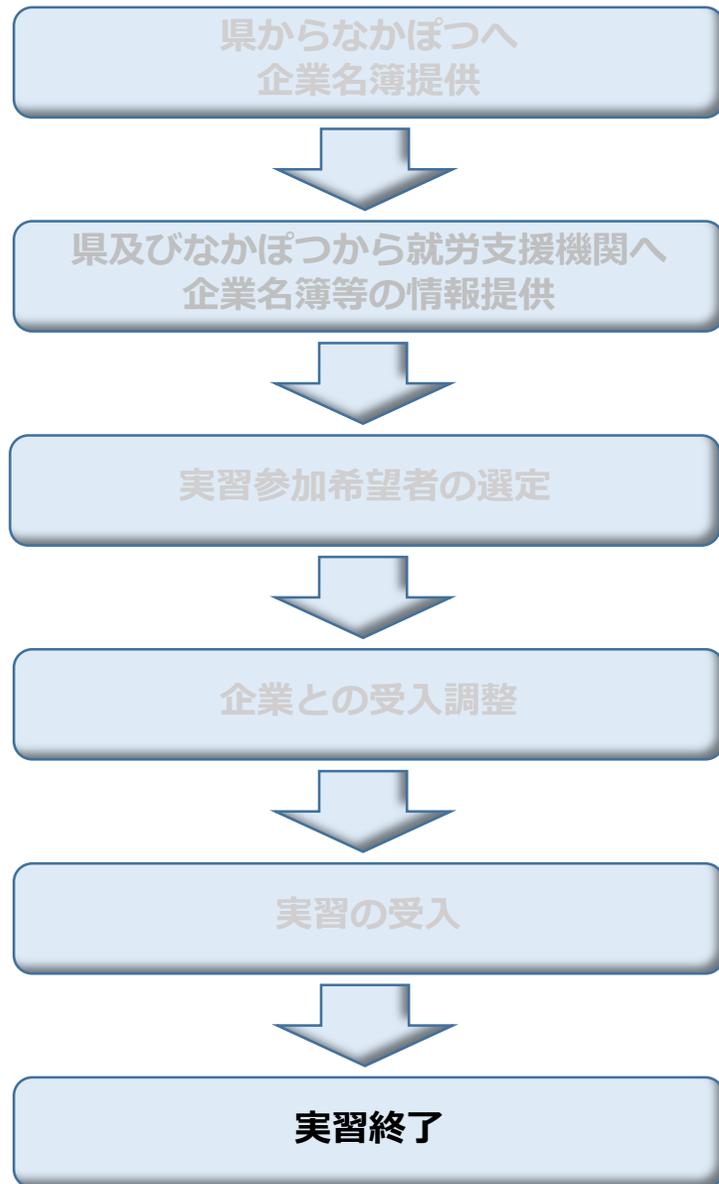
A 上記のチェックシート受領の際に疑義が生じたときは、実習候補者の変更等を助言する場合や、企業と支援機関が実習受入調整するなかで、疑義が生じたときは県推進員が事実確認のうえ、安全を確保するために実習を見合わせるよう企業に助言することがあります。

Q 実習に際しては、事前に障がい者本人が企業担当者と面談することが必要ですか？

A 就労支援機関が事前受入調整するなかで必要に応じて実習前面談をしてください。障がい者の実習体験は、年間で1回のみと限定されているため、障がい者自身体験実習経験が豊富ではありません。

また、発達障がいのある方の場合は、対人スキルが低い特性のある方もいますので、障がい者、企業双方が円滑に実習に入れるよう、障がい者と信頼関係が築けている支援機関担当者が同席するよう務めてください。

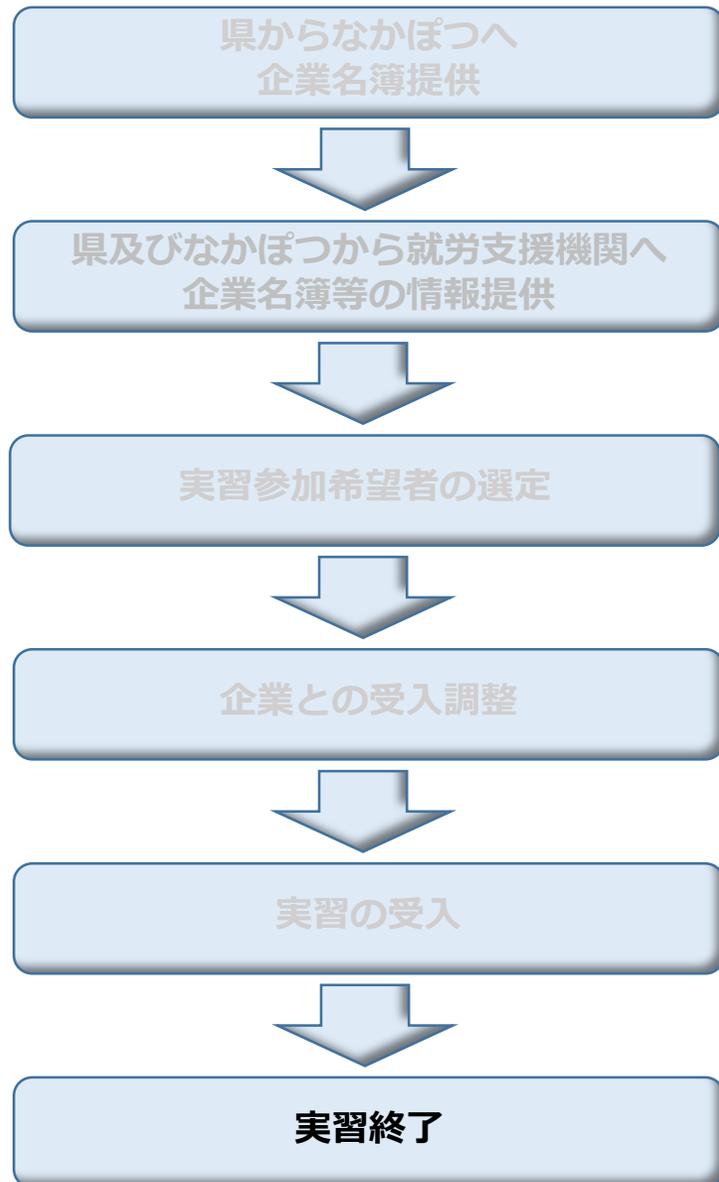
# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の流れ



体験実習実施期間中の立ち会いや現場における援助は、原則として本事業への参加を申し込んだ就労支援機関の対応となります。

- 受入事業所から実習終了後直ちに県に提出していただく様式  
(県推進員が受取り訪問します)
  - 「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業実施報告書」 (第5号様式)  
参加者が記入した様式に受入事業所の確認証明を記載したもの。
  - 「口座振込依頼書 (実施受入事業所用)」 (第4-2号様式)  
口座番号等が確認できる書類の写し等を添付
- 体験実習の終了時もしくは終了後速やかに、受入事業所、参加者及び就労支援機関との間で、体験の振り返りを実施してください。
- 県は、月内に実施した体験実習について (ただし連続して翌月まで実施した実習を含む。) 月毎にとりまとめ、実習を実施した月の翌々月末 (土日等の場合翌日) までに、参加謝礼金及び受入奨励金を口座振込依頼書に記載された所定の口座に月毎に振り込みます。

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の流れ



Q 実習に当たって、就労移行支援事業所は、報酬算定対象となるのですか？

A 算定対象の可否は、県障害サービス課に疑義照会しています。  
相模原市、横須賀市は、照会結果を共有する予定となっています。

Q 企業が繰り返し実習を受け入れることはできるのですか？

A 企業は、年度中繰り返し別の方を受け入れることが可能です。

Q 受け入れた障がい者を雇用することはできるのですか？

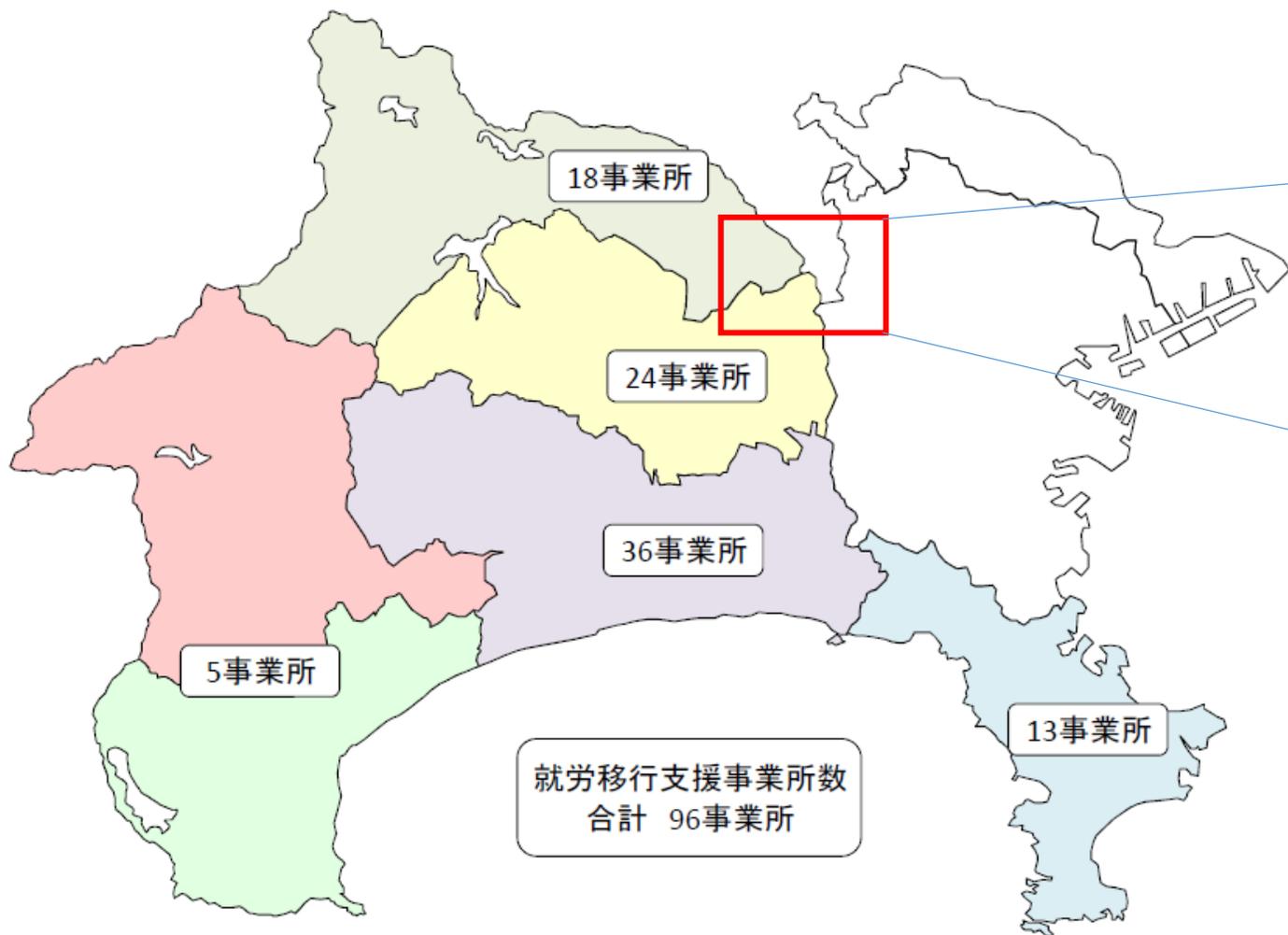
A 企業が求人を出し、実習経験のある障がい者が応募することに制限はありません。  
制度上の注意事項がありますので、その際には県推進員にご相談願います。

Q 就労支援機関の実習企業開拓にアプローチしてもよいですか？

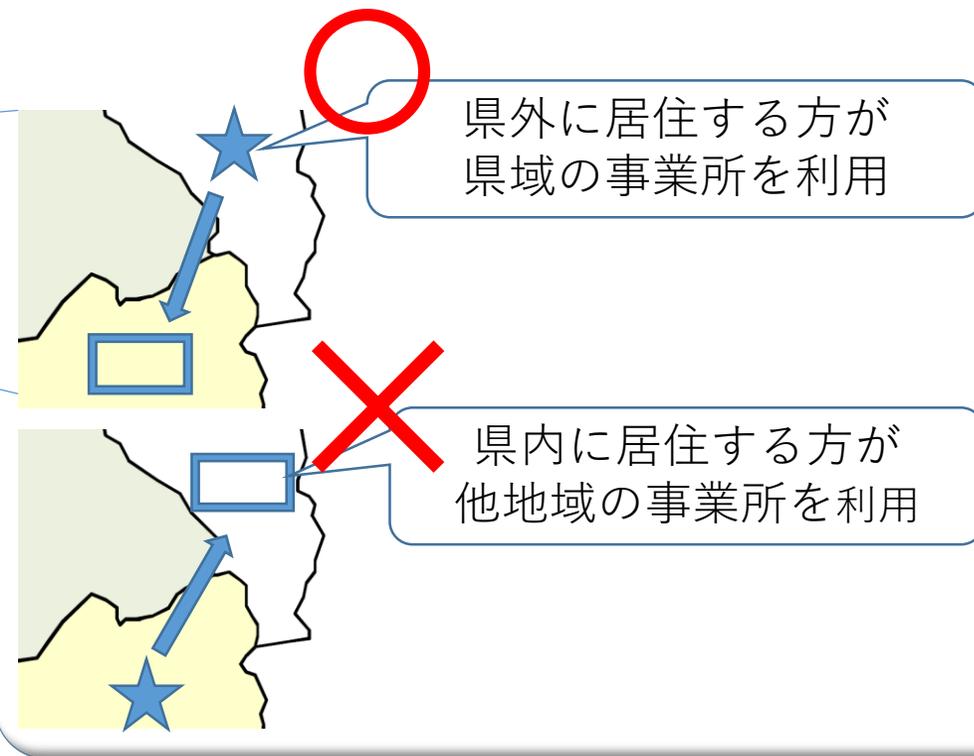
A 当センターがこれを制限することはありません。

# 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の対象支援機関

2024年6月3日時点の障害福祉情報サービスかながわ公表数値



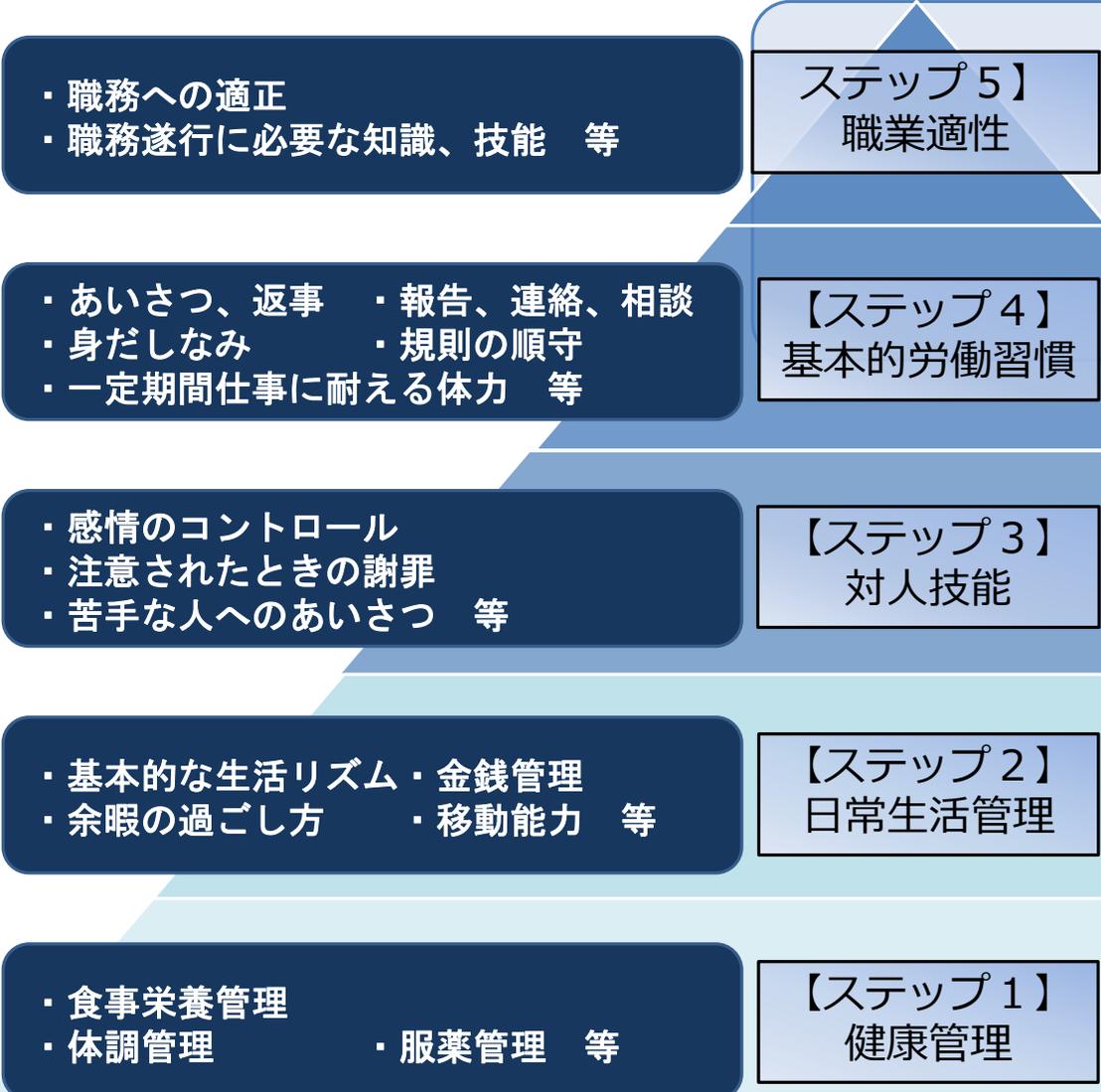
対象地域の就労支援機関利用者が対象です。  
(考え方：支援機関の場所で判断します)



障害者就業・生活支援事業	6事業所
就労移行支援事業所	96事業所
計	102事業所

# 参加対象障がい者に求められるスキル

## 実習参加障害者に求められるスキル



### アセスメント上

- 就労対象レベルとなっていること

本実習は、障がい者の訓練目的ではありません。

職場内で障がい者と共に過ごすことを通して

- 企業が障がい者を理解し
- 障がい者と共に働くことをイメージすることが目的です。

必要な合理的配慮も、障がい者本人が自己申告・調整ができることが求められ、実習当日に調整が可能な範囲の方を推薦してください。

# 参加対象障がい者に支払われる金銭

- 1 神奈川県から参加謝礼金が支払われます。
  - **参加謝礼金は、当日の交通費・通信連絡費・衣類の洗濯費用相当です。賃金にかわるものではありません。**
  - **実習参加する企業からは、賃金は支払われません。**
  - **実習中の保険は、神奈川県が加入・費用負担します。**  
**※就労支援機関からの保険手続きは不要です。**

実習の内容が見学や体験的なものであっても、直接生産活動に従事するなど、実習作業による利益や効果が実習先企業等に帰属し、かつ、実習先企業等と障がい者との間に使用従属関係が認められる場合には、当該障がい者は労働基準法第9条の「労働者」に該当します。

30文科高第786号 平成31年1月11日 文部科学省高等教育局長通知から引用加工

～労働に当たる場合、求人前に雇用実績が生じ、助成金等の受給要件を欠くことになります。